

臨時報告書

日本郵船株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

臨時報告書

本書は臨時報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月12日

【会社名】 日本郵船株式会社

【英訳名】 Nippon Yusen Kabushiki Kaisha

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長・社長経営委員 内藤 忠 顕

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 03 - 3284 - 5151

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 河 邊 顕 子

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 03 - 3284 - 5151

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 河 邊 顕 子

【縦覧に供する場所】 日本郵船株式会社横浜支店
(横浜市中区海岸通三丁目9番地)
日本郵船株式会社名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目3番4号)
日本郵船株式会社関西支店
(神戸市中央区海岸通一丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

平成28年10月7日

(2) 当該事象の内容

市況の低迷長期化に伴い、平成29年3月期第2四半期連結決算において、事業用所有資産の帳簿価額を回収可能性まで減額するとともに、取得予定資産について将来発生が見込まれる損失に備えるため、減損損失及び契約損失引当金を特別損失に計上する見込みです。

個別決算においては、関係会社船舶投資損失引当金及び貸倒引当金を特別損失に計上する見込みです。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成29年3月期第2四半期連結決算において減損損失約1,600億円及び契約損失引当金約350億円、合計約1,950億円を特別損失として計上する見込みです。

これに伴い、個別決算では定期船事業において約1,000億円、不定期専用船事業において約520億円の関係会社船舶投資損失引当金を特別損失として計上する見込みです。また、航空運送事業における当社子会社の損失計上に伴い、当該子会社に対する貸付金に対して約250億円の貸倒引当金を特別損失に計上する見込みですが、これらの特別損失はいずれも連結決算において消去されるため、連結損益に与える影響はありません。

以 上